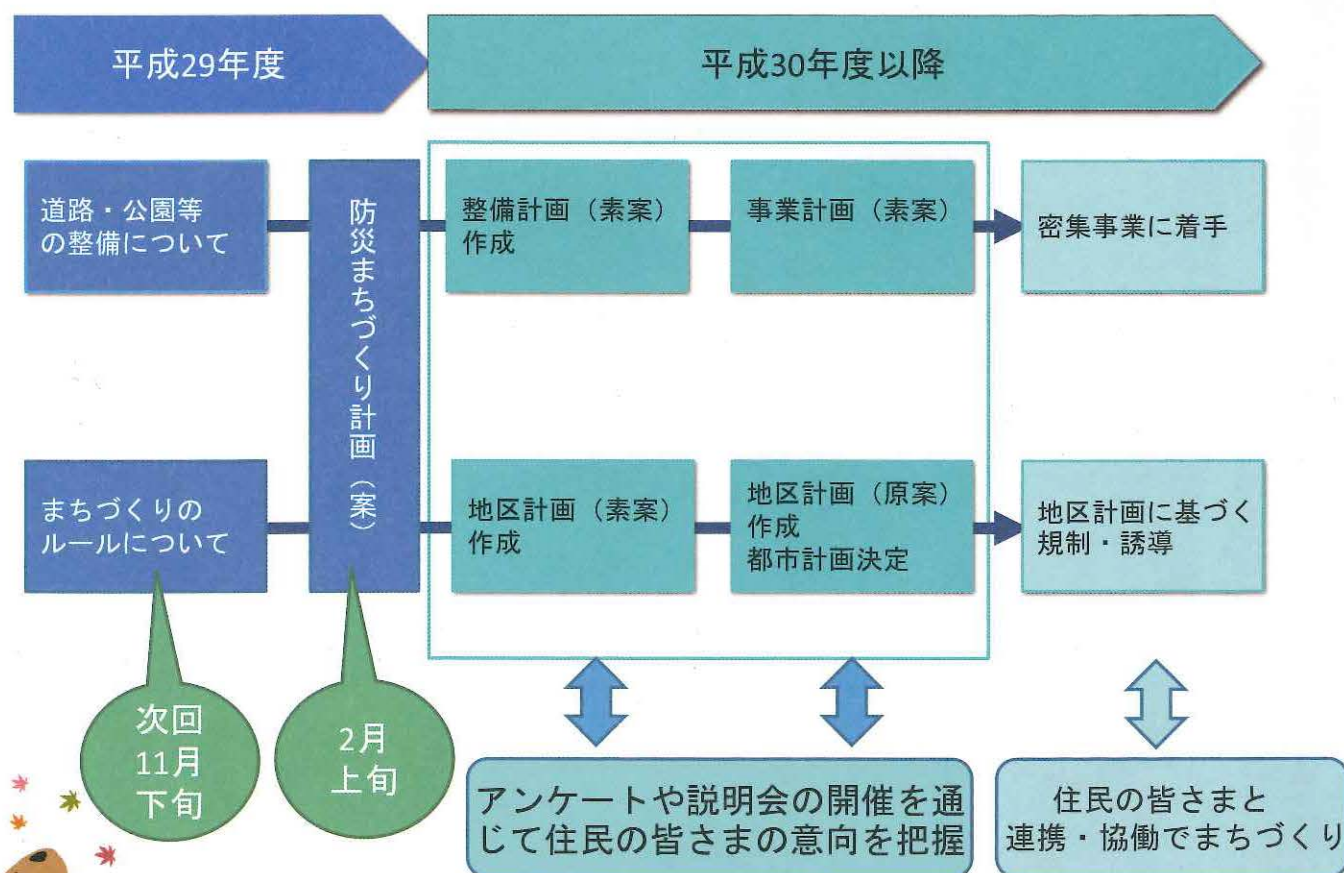


今年度は、3回の検討会の中で、道路・公園などの整備の方向性やまちづくりのルールについて検討し、防災まちづくり計画（案）としてとりまとめます。

また、来年度以降に住民の皆さまへアンケートや説明会というかたちでご意見をいただきたいと考えています。

大井・西大井地区の安全・安心のため、より良いまちづくりにご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先

品川区 都市環境部 木密整備推進課 不燃化促進担当（金子・峰金・渡辺）

TEL 03-5742-6947 FAX 03-5742-6756

防災まちづくりニュースは継続的に発行いたします。
本まちづくりニュースでは、大井・西大井地区の防災まちづくりの進捗状況などをお知らせします。
防災まちづくりニュースを続けて保管することにより、防災まちづくりの経過がわかりますので、大切に保管することをおすすめします。

再生紙を使用しています

防災まちづくりに向けた 大井・西大井地区での取り組み

現在、大井・西大井地区では、災害時の被害を低減させるため、以下の取り組みを進めています。

- ・滝王子通りの道路拡幅や沿道の不燃化
- ・老朽木造建築物の除却・不燃化など

これらの取り組みの効果をさらに高めるためには、地区全体で防災まちづくりを展開することが大切です。

こうしたことから、昨年度は関係町会の方々から防災まちづくりについて、ご意見をお伺いしました。

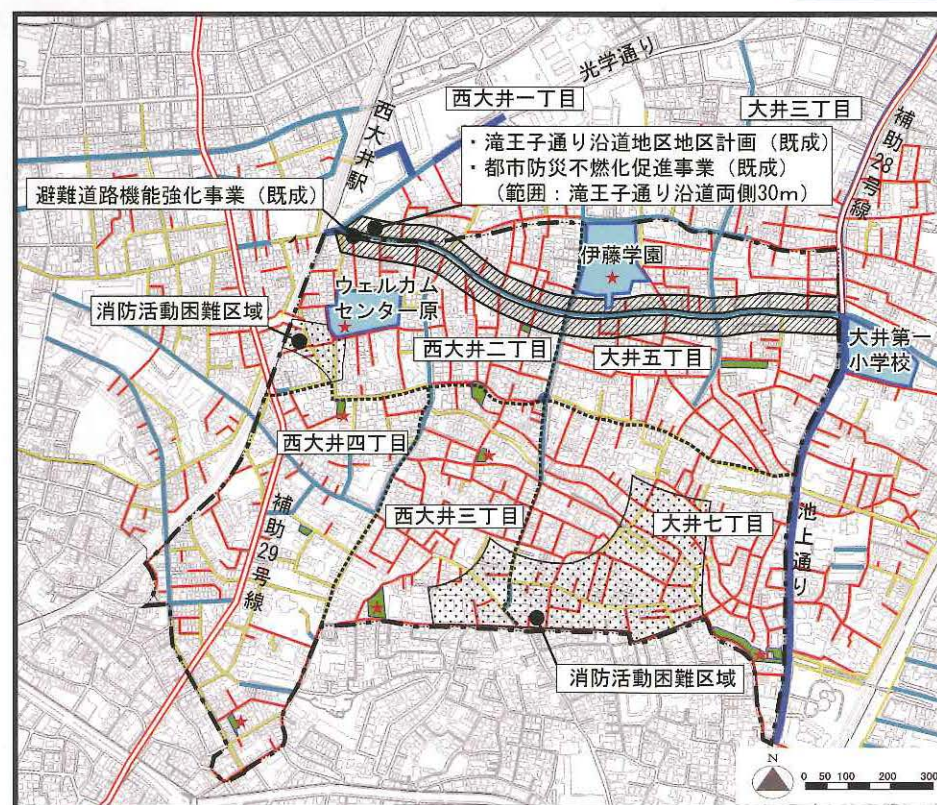
今年度からは、事業の進め方やまちづくりのルールについて、関係町会の方々から具体的な意見をお伺いするため、平成29年8月28日（月）に「防災まちづくり検討会」を開催し、14名の方に参加いただきました。

本紙面では、まちづくり検討会での様子や検討内容などをお伝えします。

- 議事内容
1. 防災まちづくりの事業手法について
 2. 今後のスケジュール



防災まちづくり検討会の様子



大井・西大井地区の道路・公園の整備状況

- 凡例
- 不燃化特区区域等
 - 町丁目界
 - 都市計画道路（特定整備路線）
 - 消防活動困難区域
 - 都市防災不燃化促進事業（滝王子通り拡幅）
 - 公園
 - 一時集合場所
 - 避難所
 - 幅員4m未満
 - 幅員4m以上6m未満
 - 幅員6m以上12m未満
 - 幅員12m以上

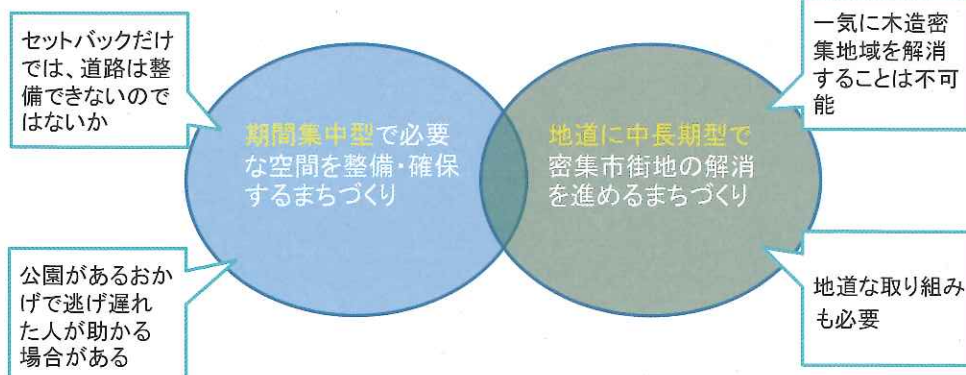
大井・西大井地区 防災まちづくり改善案

防災まちづくり検討会では、「防災まちづくりの考え方」や「防災まちづくり改善案」について話し合いました。

防災まちづくりの考え方

「**期間集中型**」で必要な空間を整備・確保するまちづくり
「**地道に中長期型**」で密集市街地の解消を進めるまちづくり」

の2つの取り組みを組み合わせることが重要



整備のイメージ

密集住宅市街地整備促進事業

建替え助成

は等園公・路集中道な期間重要



まち全体の住環境は建て替えのルールを通じて中長期的に改善（地区計画による壁面後退や沿道緑化など）

防災まちづくりの改善案

道路

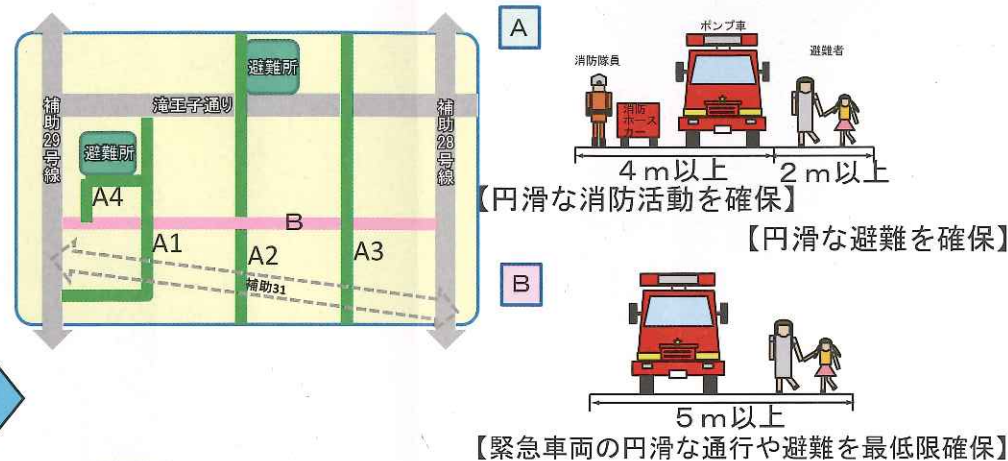
大井・西大井地区の状況や避難所の位置関係を踏まえ避難経路をAタイプとBタイプに分けて設定しました。

A : 避難所への避難経路となる道路

⇒消防車など緊急車両と避難者の安全な通行を確保するため6m以上の幅員を確保

B：地区内から避難経路及び幹線道路にアクセスする道路（Aの避難経路を補完）

⇒消防車や避難者の通行を支えるための最低限の空間として5m以上の幅員を確保



公園

大井・西大井地区で公園・避難所の空白エリアと地域危険度が高いエリアをプロットして検討しました。

A: 公園への距離が遠い公園空白エリア

⇒一定規模の新たな公園・広場を確保(例えば概ね500~1000m²程度など)

B：公園はあるが、地域危険度が高いエリア

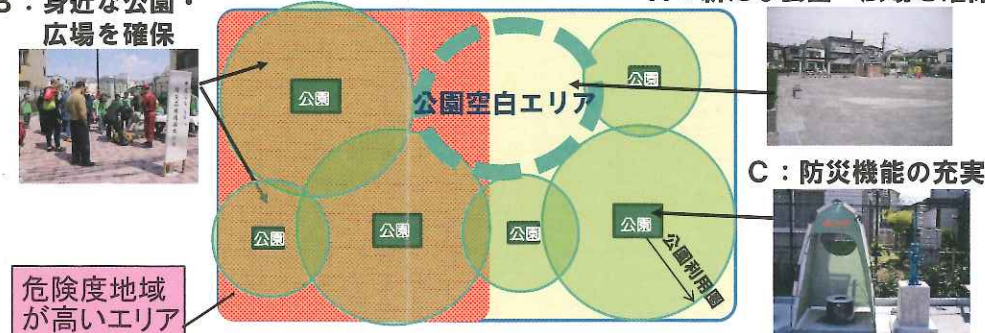
⇒身近な公園・広場を確保(例えば概ね100m²程度など)

C：既設の公園・広場

⇒地域のニーズに応じて、防災トイレやカマドベンチなど防災機能を充実

**B：身近な公園・
広場を確保**

A：新たな公園・広場を確保



検討会でいただいた主な意見

参加者

品川区

防災まちづくりを早く進めてほしい。

早く進めるためには、計画を決める必要がある。今後も検討を進めたい。

道路の拡幅を実現するためには、なにをすればいいのか。

地区計画を定めて、建物の建て替えの際にセットバックしてもらう。セットバックしても住居の面積が減らないよう、容積率の緩和も検討する。

道路整備のために、移転する必要がある人には、地区内に移転先を用意してはどうか。

今後検討する事業で、移転先を用意することもある。地区内で用意できるか検討したい。

道路の拡幅についてだが、私道はどのように整備するのか。

建築基準法では道路幅員を4m確保することになっているため、4m未満の場合は私道でも建て替え時にセッバックすることになる。
それ以上に対策する場合は、地区計画を定めることで、ブロック塀の設置禁止などができる。

今までに道路拡幅や延伸などの計画があったが、実現されていない。
この計画はどうか。

今回の計画は実現性を考えて提案している。区も実現のために動いている。